

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の基本理念は、前計画の理念を継承し、障がいの有無にかかわらず、すべての人がともに支え合い、社会参加しながら、地域社会の中でその人らしく暮らしていくことができる「地域共生社会」が実現されるように、次の理念を掲げます。

『“ちむぐくるの支えあい”』
～ ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原 ～

障がい者の自立と社会参加を促進するために、地域社会の誰もが「必要かつ、合理的な配慮」について考えるとともに、互いに支えあうことで、障がいの有無にかかわらず、誰もが誇りと尊厳を持って、共に暮らせる地域社会の実現を目指すことが重要となります。

その観点から、本計画では共生社会、自立支援を基底とした、本町の目指すべき姿を「“ちむぐくるの支えあい”～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～」とします。

「ちむぐくる」とは

“ちむぐくる”とは、沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていますが、人によって解釈が多少異なります。本計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

>> 支えあい <<

地域住民が、障がいをもつことは誰にでも起こり得ることであると受け止め、地域のみんなで支え合い、障がい者が暮らしやすい社会の実現を目指します。また、障がいの有無にかかわらず、互いに支え合うことにより、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

>> 自立と社会参加 <<

障がい者の自己選択と自己決定に基づく主体的な生き方を尊重し、基本的な人権が守られ、等しく社会活動に参加できるまちづくりを推進します。

2. 基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標を定め、基本目標に沿って施策・事業を推進していきます。

1) 安心して共に暮らせるまち

障がいの有無にかかわらず共に暮らせる「地域共生社会の実現」に向けて、障がい者が安心して暮らせる地域づくりを進めるために、障がいや障がい者への地域理解を深めるとともに、障がい者差別解消法に基づき、障がい者への差別をなくすための法の主旨や※合理的配慮の提供について、普及啓発を図ります。また、障がい者の権利擁護・虐待の防止に取り組むほか、情報提供、意思疎通支援の充実及び、世帯が抱えている困りごとに対して包括的に支援する相談支援体制づくりを図ります。

保育や教育分野においては、障がいのある子や発達の子、一人ひとりが自らの能力に応じて自分らしく安心して保育・教育が受けられるよう、子どもの個性を理解し、適切な支援を行うことができるように特別支援保育、特別支援教育を推進します。また、保育・教育にかかわる人の資質向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、正しい理解のもと適切な支援が行えるよう取り組みます。

さらに、犯罪被害や災害時に対する障がい者の不安軽減を図るために、防犯対策や防災対策の充実及び感染症拡大防止対策を徹底します。

2) 健やかで自立を支えるまち

乳幼児の障がいや発達の遅れなどを早期に発見し、早期療育を行うことは大切であり、児童発達支援と療育体制づくり及び疾病予防を図るなど、保健・医療対策の充実を図る必要があります。そのため、一人ひとりのライフステージを通して、疾病等による障がいの発生を予防することや早期の治療・療育等につないでいくために、関係機関等との連携を深め、母子保健事業や生活習慣病等の疾病予防対策及び精神保健福祉の充実を図ります。

また、日常生活において、自立していくために、障害福祉サービスや地域生活支援事業及び障害児通所支援等のサービス提供の充実に取り組みます。さらに、医療費助成や手当等の支給により、経済的な負担を軽減するほか、その他の生活支援を提供します。

3) 住み良い環境と生きがいの持てるまち

障がい者が自由に外出し社会参加が進むよう、円滑な移動や外出しやすい環境づくり及び外出・移動に対する支援を提供します。また、障がい者が生きがいを持ち充実した生活を送れるよう、生活を豊かにするスポーツやサークル活動及び文化活動等の振興を図るほか、働く意欲のある障がい者の適性と能力に応じた就労支援を行います。

※ 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリーなど、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

3. 計画の基本的視点

本計画の策定並びに実施にあたっては、次の視点を基本とします。

1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

- 「※障害者の権利に関する条約」は「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方のもとで作成され、我が国では平成 29 年 3 月に、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点をまとめた「意思決定支援ガイドライン」が厚生労働省から公表されました。沖縄県では、令和 2 年 2 月に「現場職員のための意思決定支援対応例」が策定されています。
- こうしたことを踏まえ、障がい者の自立や社会参加は、障がい者自らが決定することを尊重し、そのための必要な支援が受けられる地域づくりを進めるために、障がい者施策の策定及び実施に当たっては、障がい者及び障がい者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。
- また、自ら意思を決定・表明することが困難な障がい者が、意思決定できるよう、意思疎通支援やわかりやすい情報提供、本人の自己決定が尊重される相談支援体制の構築を進めます。

2) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- 障がい者が人生における全段階(ライフステージ)を通じて適切な支援を受けられるよう、保健・福祉・医療のほか、教育、文化芸術、スポーツ、就労、生活環境等の各分野の有機的な連携を図るとともに、各分野の枠にとらわれない分野横断的な対応による障がい者施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。
- 支援にあたっては、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があるとする一方で、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

3) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

- 障がい者施策は、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及び生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて実施することに留意します。また、支援に向けては発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、住民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、症状が多様化しがちで、障がいの程度を適切に把握することが難しい障がいがあることに留意します。さらに、県やその他の関係機関、団体、事業所等との連携・適切な役割分担の下、地域の実情に即した支援を行います。

※ 障害者の権利に関する条約

国際人権法に基づく人権条約であり、2006 年 12 月の国連総会において採択された条約です。我が国は 2014 年 1 月にこの条約に批准しました。

4) ※¹アクセシビリティの向上

○障がいの有無にかかわらず、誰もが能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリーを推進し、障がい者のアクセシビリティの向上を図ります。とりわけ、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

5) ※²地域共生社会の実現に向けた包括的な支援の推進

○国では2017年(平成29年)に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。本町においても、令和6年3月に策定した「第三次南風原町地域福祉推進計画」において、障がいのある人を含めた地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を目指しています。本計画もその方向性を共有します。

※1 アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

※2 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

4. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
『ちむぐくるの支えあい』 ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原	安心して 共に暮らせるまち	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理解啓発・差別解消の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 理解啓発活動の充実 (2) 差別解消・合理的配慮の普及啓発 2. 相談支援の充実・権利擁護の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談支援体制の充実 (2) 権利擁護・虐待防止の推進 3. 情報提供・意思疎通支援の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報提供の充実 (2) 意思疎通支援の充実 4. 保育・教育等の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 発達支援保育等の充実 (2) 特別支援教育の充実 5. 防災・防犯対策の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の充実
	健やかで 自立を支えるまち	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健・医療の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児期における障がいの発生予防・早期支援の充実 (2) 障がいの原因となる疾病予防対策の充実 (3) 精神保健福祉の充実 2. 自立生活支援の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉サービス等の推進 (2) 障がい児支援の充実 (3) 医療費等経済的支援の推進 (4) その他の生活支援の推進
	住み良い環境と 生きがいの持てるまち	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活環境の整備推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外出・移動支援の推進 (2) 住環境の整備推進 2. 社会参加・生きがい活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進 (2) 就労支援

